

広島県告示第六百二十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十二条第一項の規定によって、指定介護予防サービス事業者として次の者を指定した。

平成二十四年七月十九日

広島県知事 湯崎英彦

指定介護予防サービス事業者	主たる事務所の所在地	名称	介護予防サービス事業所	所在地	サービスの種類	指定年月日
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目八番七号	アースサポート東広島	東広島市西条中央三丁目六番一号	介護予防訪問介護	平成二十四年七月一日	
有限会社スマイル	広島市西区井口明神二丁目八番四号	デイサービススマイル	安芸郡府中町山田二丁目二番一五号土井ビル一〇一号室	介護予防通所介護	平成二十四年七月一日	
有限会社開花	広島市南区堀越三丁目一〇一番号	デイサービスセンター灯台	安芸郡海田町大正町七番二二―一―一―号	介護予防通所介護	平成二十四年七月一日	
社会福祉法人安芸太田町社会福祉協議会	山県郡安芸太田町中筒賀二八〇二番地五	安芸太田町社協通所介護事業所「ふれあい」	山県郡安芸太田町戸河内七八〇番地二五	介護予防通所介護	平成二十四年七月一日	
株式会社リプルケアーセンタ―	広島市西区己斐中二丁目二三番一号	世羅リプルデイサービスセンター	世羅郡世羅町大字小国字大迫平四九二番地二	介護予防通所介護	平成二十四年七月一日	
株式会社リプルケアーセンタ―	広島市西区己斐中二丁目二三番一号	ショートステイ世羅リプル	世羅郡世羅町大字小国字大迫平四九二番地二	介護予防短期入所生活介護	平成二十四年七月一日	